

アメリカにおいての 教育問題



ABE

社会の真実の見つけかた 第2章

『教育がビジネスになる』

二〇一〇年、全米各地の学校で教師の先導による大規模なカンニングが行われていたことが明るみとなった。生徒の学力向上によって学校側は表彰され、ボーナスが与えられるという制度の存在を知った保護者たちは、カンニングを先導した現場教師を辞職させるよう働きかけた。このように多くの保護者たちアメリカの公教育の荒廃は現場教師の責任だと感じている。

1. “生徒に不正をさせた原因とは・・・？”

しかし『これらの不正について、教師の人間性を否定するのは間違いである』とジョージア州アトランタの公教育トップ、ビバリー・ホール教育長が語るとおり、原因は現場教師ではなく教育の背景と構造なのだ。そもそも何故教師が不正を行ったのか。その原因とは落ちこぼれゼロ法である。

落ちこぼれゼロ法とは？

二〇〇二年一月八日、ブッシュ大統領の署名により成立した「No Child Left Behind Act」(落ちこぼしのない教育法、NCLB法)。内容は以下の通り。

・2005年までにすべての州は3年生から8年生までは読解と数学の試験を毎年すべての生徒に対して行わなければならない。

・あらゆるグループの生徒(貧困層、障害者、外国人)に12年間で十分な学力をつけるようにすること

・2005年秋までにすべての教室に良質な教師がいるようにすること。特に、小学校教師は、学士を取得していて、重要科目については難しいテストに合格しなければならない。

そして、州規模の「年間到達目標」に達しなかった場合以下の措置がとられる。

・2年続けて前達が認められなかった学校は、学校改善が必要な学校とみなされる。校内の生徒は誰でも、学区内のより良い学校へ転校する選択肢が与えられる。

・3年後、学校に残った生徒たちに「補完的な教育サービス」を提供する。これには tutoring(チュータリング、個人教授)、学習困難を有する児童のための学級、放課後のサービス、および夏期講習プログラムなどが含まれる。

・4年後、特定のスタッフを入れ替える、またはまったく新しいカリキュラムを導入するなど、学校を改善するための是正措置を行わなければならない。

・5年後、学校は州が引き継ぐ、個人的な経営者を契約して雇う、チャータースクールに変える、またはスタッフをほとんど入れ替えるなど、代替の統治措置を行って再構築、整理しなければならない。

(<http://www.geocities.jp/intlschools/USSystemLaw.htm> 参照)

ここにある「読解と数学の試験」というのが「**全国一斉学力テスト**」である。この試験を生徒がパスできるかどうかで国は学校への報酬、または費用の削減を決定したのである。この「競争原理」を導入した教育改正法に多くの教職員が危機感を感じ、猛烈に反対したが、アメリカの公教育に不満を持っていた一般大衆は飛びついた。その理由はそれまでの教育の歴史にあるのではないだろうか。

2. “アメリカ教育の歴史”

一九六〇年代、第二次世界大戦後、アメリカは豊かさを享受し、国民は精神的弛緩を生じさせていた。このため個人主義、“リベラル”な風潮がアメリカ社会に蔓延し、学校教育にマイナスな影響を与えた。自由発言、学園紛争、学生の抵抗、極端な人権の主張などが社会を揺れうごかし、犯罪・暴力行為の増加、学校規律の崩壊を招いた。

こうして学校規律の乱れを正そうとする気運が盛り上がり、六十年代後半には「学校が管理的教育を行っているが故に生徒をがらんじめにしている」「生徒を解放するために伝統的なものを破壊する」など**公教育は悪**という発想から色々なオルタナティブスクールが設立された。壁のない学校、フリースクール、オープンスクールなどである。

オルタナティブ教育理念は、「自己規則、自己規律」を重視する厳格な伝統的教育を悪とみなし、教育に関わる真の人間性を追求しようというものである。「学校の雰囲気

を自由にするため規則を変える」「必修教科を少なくし、生徒に**ゆとり**を与える」などの改革の結果、教師はそれまでの指導姿勢と権威を失い、生徒の歓心を買うための授業をするようになっていった。また素行不良な生徒の相手をするなど仕事からのストレスから多くの教師がバーンアウトした。

ひとたび崩れた学校規律の回復には莫大なエネルギーを要した。保護者たちから「学校規律の回復」「生徒の学力向上」を要求された政府は伝統的教育を基礎とするファン

ダンメンタルスクール、問題を起こす生徒を矯正指導するオルタナティブスクールを設立した。学力向上のためにCBE（基礎能力テスト）やMCT（最低限能力テスト）を

行ったが、テストをパスできなかった生徒たちのドロップアウトが多く報告された。それほど一九七〇年代のアメリカの学力低下はひどかったのである。

こうして壊れた教育を立て直すため、七十年代後半からアメリカは教育成功の秘訣を手に入れ日本に來日し、日本の管理教育に大きな影響を受け、**学力と規律を重視する教育に気運が高まった**。その後、レーガン、G・ブッシュの教育改革により学力の基準や試験による学力の証明、学校の校風・風紀を高めるなど、崩してしまった伝統的教育を取り戻そうする動きが続いている。

3. “落ちこぼれゼロ法は何を引き起こしたのか？”

保護者達が自分の子供の学力向上を願うのはこれまでの教育の歴史を見る限り当然とも言える。しかし**落ちこぼれゼロ法**ではそれがかなえられていないどころか、教師による不正の他にも問題を引き起こしているのが現状である。

落ちこぼれゼロ法によって起こったこと

- ・この法によって導入された点数強化のため、試験対策の授業時間が増え、試験対象外の美術・歴史・文学・外国語・音楽・体育などの科目は時間を削減・廃止され、教育そのものに影響を与えた。
- ・体育の時間が少なくなったことで元々問題だった肥満児も急増した。
- ・点数競争から低学力の生徒は落ちこぼれ、法の名とは裏腹に落第者が増えている。
- ・ノルマを達成できなかったペナルティとして行う学校の補習時間は公立の教師は無給で働かななくてはならない。
- ・全米の生徒に試験をパスすることを義務付ける。しかし国はそのためのサポートはせず、現場教師に一任する。
- ・成果を上げられない学校はチャータースクールにされるが、その実態はいいものだと断定できない。二〇〇八年に出版された林壮一の『アメリカ下層教育現場』には「チャーター・スクールは一般の公立校より水準が低く、劣等生の集団に過ぎない」と書かれている。

二章では、いくつか**落ちこぼれゼロ法**による具体的な被害のエピソードが書かれている。

障害者のための特殊学級を受け持つルネ・テイビスの場合

- ・ルネのクラスには難聴者、盲目者、重度の脳性まひなど様々な障害をもった生徒がいた。**落ちこぼれゼロ法**は障害児も例外なく試験をパスするように指示していた。
- ・州と教育委員会はルネに障害児を普通学級に入れ試験を受けさせるよう圧力をかけ、ルネの反対意見を「差別である」と否定した。普通学級と特殊学級の合併は予算削減のために決定されたことである。
- ・ルネはあらゆる工夫をして障害児に試験受けさせたが、特に重度の障害児への負担が大きすぎた。ルネは障害児の試験のための過労と精神的疲労から教師を辞めた。

驚くほど多くの問題を引き起こす原因となっている「落ちこぼれゼロ法」。教育現場や国民からの評判は悪く、二〇〇七年に修正されることとなっていたが結局未解決である。それどころかこの政策をブッシュから受け継いだオバマによって、火に油を注ぐような改革が行われたのだ。

4、「オバマの「全米予算獲得レース」とは？」

二〇〇九年、オバマ政権の発足後、オバマは教師の質と生徒の学力を早急に向上させるための方法として、景気対策費から四三億ドルを教育改革のために確保し、その資金が「全米予算獲得レース」（頂点を目指す競争、トップへの競争プログラム）に使われることとなった。各州が教育改革の中身を競い合い、条件を満たした州のみが賞金を受け取れるシステムだ。オバマはこれを「アメリカ史上最大の教育改革投資の1つ」と胸をはった。「全米予算獲得レース」の実行が決まった当時、国の教育予算が削られ全米五十州のうち三九州が赤字を抱えており、それは今後も膨らむ見通しであった。このような状況で行われた「全米予算獲得レース」はまさに馬の前にぶら下げた人参と云っていいだろう。勝ち抜くための条件は以下の通りである。

- ・生徒の成績＝教師の評価と給料、という仕組みの強化
- ・州内の公立学校をつぶし、民営のチャータースクールを増やしていく
- ・試験の点数をあげるための授業をする、その指導のための特別訓練を教師はうける
- ・授業日数を増やし、夏休みを短くする

点数だけを重視し、現場教師に大きな負担をかけるこのレースに対して教師側から多くの批判の声が上がったが、賞金を目当てに経済的に困窮する四一州がこのレースに参加した。各地の教育委員会と学区長は真っ先にこのレースを支持し、賞金と生徒の学力向上のためにオバマ出した条件、州の教育法改正を進めていった。真っ二つに意見が分かれたイリノイ州では「現場の声や権限を小さくして中央集権で一律管理するやり方は教育には合わない」という意見があったがこうした声は賞金の前にかき消された。

結果、第一回の「全米予算獲得レース」で賞金六億ドルを獲得したのはテネシー州とデラウェア州の二州のみであった。勝つことのできなかつた州は一ドルももらえない。しかし第二回の「全米予算獲得レース」では残りの三十七億ドルをもちこし、さらに十三億五千万ドルが追加されるため、敗者復活戦が予想できるだろう。ダンカンは「あえて厳しい基準を設けることで、落選した州が抜本的な制度改革に踏み出す後押しになる」と主張している。

5、“教育のビジネス化”

「全米予算獲得レース」の大きな目玉は州内の公立学校をつぶし、民営のチャータースクールを増やしてくことだ。しかしそもそもチャータースクールとはどういった場所なのだろうか？

チャータースクールとは？

「学区またはその他の(非)営利組織の認可を受けて学区から独立し、各州の法に基づいて教育諸目標達成を義務付けられた、アカウントビリティを問われる認可契約更新型公立学校」と定義されている。「全ての階層の子供たちに自由な学校選択を保障しよう」という考えや「自分達が理想とする学校を創りたい」という思いが発端となり、一九九一年にミネソタ州で立法された。二〇〇九年には五〇四三校開校され、一五〇万人以上の生徒が在籍している。

チャータースクールの特徴は独自のカリキュラムなど、生徒が満足するような内容を維持しつつ、かつ他の学校と同じように「全国一斉学力テスト」の結果を向上させることが課せられていることだ。また、一定数の生徒確保も課題としており、課題が達成できなければ廃校となる。共存環境が成立していたのは一九九六年までで、現在は競争的環境にあるチャータースクールも存在する。結果、六五七校が閉校へと至っている。(二〇〇九年)

設立され始めた頃こそ善い教育だと謳われていたチャータースクールだが、現在はアメリカの格差の広がりの影響を受け、学力の低い生徒を受け入れるような学校が多く、当時のイメージがどんどん薄れていっている。とてもよい状況だとは言えない。オバマは何故、チャータースクールを増やそうとするのだろうか？その理由はチャータースクールが社会において投資先として扱われているからである。

チャータースクールの運営は公的な融資を受け民間が行っている。融資しているのはNPOや宗教法人、民間企業や銀行、投資家などさまざま。教育機関への融資は誰から見ても善意的な行為であるように見えるだろう。実際、地域コミュニティへの貢献として、税控除の対象となる。優遇税制措置というものだ。オバマはこの優遇税制措置を目的にチャータースクールを増やそうとしているのではないかというメディアの指摘がある。

チャータースクールに融資すれば最高で三九%も税控除される。また、チャータースクールがノルマを達成できずに廃校となれば借金は運営者が利子つきで背負う。そうになると投資した側には七年たてば投資した額の二倍が戻ってくることになる。

この仕組みを知っているのか、多くの投資家が公立学校の廃止とチャータースクール増設に参入している。また、オバマ政権にはチャータースクールに投資する金融機関が

ら多額の献金を受け取っているという指摘もある。チャータースクールは教育ではなく商品として扱われているのである。

6、“アメリカの教育はどうなるのか”

問題だらけのように思えるアメリカの公教育に対する政策。特に問題なのは一部の富裕層と多くの貧困層の二極化が進んでいる状況だが希望の光がないわけではない。

生活環境の悪さから道を踏み外しやすい貧困層の生徒、問題児や登校拒否児を集め、支えていく施設がテキサス州ヒューストンにある。ユースセンターの名で知られ、子供たちを様々なレクリエーションに参加させ、団体行動などの規律を学ばせるプログラムを実践している。

また、ユースセンターの小規模な活動として、ユース・メンターリングというボランティアもある。これは親でも教師でもない第三者の大人が週に一回、問題を抱える子どもと一対一で向き合う時間を持つという活動だ。学校では教師という大人は一人であり、生徒という子どもは大勢いる。全員に手が回らないのは仕方がないにせよ、問題を抱える生徒と一対一の時間が持てないことが彼らのドロップアウトの原因でもあるのだ。

アメリカという国はその歴史から、海外からの移民が多く、白人、黒人、有色人種などさまざまな肌色の人間が存在する。肌の色による差別はまだまだ根強く残っている。アメリカの教育問題の根本は、アメリカ国民の意識の中にあるのではないだろうか。

“まとめ”

今回、私が担当した章はアメリカの教育問題についてのものでした。日本の教育問題は元々興味がありましたが、外国の教育には関心がなかったのでいい機会でした。

調べていて気になったのはアメリカが一度ゆとり教育に失敗しているのに、日本は何故見本にしてしまったのだろうという点です。日本のゆとり教育も結局は失敗だと言われているので、今後の日本の教育は大きく変わるのだと予想します。大きな改革をするにせよ、今までの歴史を見て、失敗が繰り返されないようにしてほしいです。

参考文献

・合衆国教育省計画・評価・政策開発局

『初等中等教育法改革指針』ワシントンD.C., 2010年

・ニューズウィーク日本版オフィシャルサイト

<http://www.newsweekjapan.jp/newsroom/2010/04/post-58.php> 参考

・米国の教育制度

<http://www.geocities.jp/intlschools/USSystemLaw.htm> 参考

・『社会の真実の見つけかた』

堤未果 岩波ジュニア文庫

・『現代アメリカ教育ハンドブック』

アメリカ教育学会編 東信堂

・『アメリカ下層教育現場』

林社一 光文社新書

・『アメリカの現代教育改革 スタンダードとアカウンタビリティの光と影』

松尾知明 東信堂

・『アメリカの事例に学ぶ学力低下からの脱却 キャラクターエデュケーションが学力を再生した』

加藤十八 学事出版

質問と回答

〈質問〉 追い詰められる教師たちの実情についての報道は全くなされていないのでしょうか？

〈回答〉 推測になりますが、全くないことはないと思います。しかし、現場の実情を理解している国民は少ないようです。参考にした文献の中で最新のものでも、本章ほどの現場の実情を書いている文章は見当たりませんでした。

〈質問〉 本章にあったような教育環境がいずれ日本にも訪れるようになるのでしょうか。

〈回答〉 そうなってもおかしくはないとおもいます。実際、アメリカのゆとり教育の影響を受けて実践しているので。ただ、そうならないよう歴史をふりかえって今後の方針を決定してほしいです。

〈質問〉 日本の学資ローンに当たるアメリカの学資ローンには審査はないのでしょうか。

〈回答〉 日本と違い、アメリカの学資ローンは学生本人を対象としています。審査についてはとくに書かれているところはありませんでしたが、学資ローンについても大きな社会問題となっているようです。堤未果「ルポ 貧困大国アメリカ II」(岩波新書)に詳しく書かれているそうなので是非読んでください。